

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更申請について
- 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第6号 令和5年度三条市農林関係施策の要望について

## 報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第3号 農地潰廃通報について
- 報第4号 作付変更届について
- 報第5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第7号 空き家に附属した農地の指定解除について

## 農業委員出席委員 16名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員    | 2番 山 屋 和 徳 委員  |
| 4番 栗 原 一 郎 委員  | 5番 馬 場 良 子 委員  |
| 6番 坂 井 浩 行 委員  | 7番 田 邊 稔 委員    |
| 8番 捧 幸 伸 委員    | 9番 佐 藤 秀 樹 委員  |
| 10番 野 崎 文 夫 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

## 農業委員欠席委員 2名

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
|-------------|----------------|

## 推進委員出席委員 17名

- |            |            |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |

北澤正之委員  
笹岡大介委員  
長谷川浄二委員  
松岡博一委員  
矢代誠一委員  
吉田精一委員  
渡辺秀人委員

小池秀一委員  
高山弘則委員  
原田孝一委員  
松下正樹委員  
山谷秀昭委員  
吉田昇委員

推進委員欠席委員 1名

廣川久一委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長	阿部勝峰
経営基盤係長	上林裕則
経営基盤係主任	佐藤信幸

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況をお知らせします。農業委員、現在員18名、出席16名、欠席2名、推進委員、現在員18名、出席17名、欠席1名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

9番、佐藤秀樹委員、19番、廣川哲也委員を指名いたしますので、よろしく願い申し上げます。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧いただきたいと思います。今月の申請は2件で、合計面積7,647平米であります。

いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

37番及び38番は、芹山地内の農地1筆、3,464平米と渡前地内の農地1筆4,183平米をあっせんにより、譲受人、譲渡人が相互の交換により取得するものであります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

3 ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定 4 件、面積 1 万 8,798.46 平米であります。

2 ページの 39 番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び 10 アール当たり賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

39 番は、諏訪三丁目地内の農地 6 筆、999 平米。

40 番は、新堀地内ほかの農地 9 筆、8,112.46 平米。

41 番は、北入蔵二丁目地内の農地 2 筆、2,002 平米。

42 番は、大面地内の農地 4 筆、7,685 平米。

以上 4 件は、相対で新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第 2 調査部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

17 番、佐藤裕雄委員。

第 2 調査部会長（17 番佐藤裕雄委員）

それでは、第 2 調査部会の調査結果について御報告いたします。

第 2 調査部会では、9 月 26 日午前 9 時から厚生福祉会館第 2 集会室におきまして、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前 10 時 26 分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第 1 号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転 2 件、新規設定 4 件、合計件数 6 件、面積 2 万 6,445.46 平米で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 1 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

4ページを御覧願います。今月の申請は、取消し1件を含む3件で、取消し案件の面積を除き、合計面積1,845平米であります。

9番は、中新地内の農地2筆、575平米を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

10番は、新屋地内の農地2筆、1,270平米を譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

11番は、取消し案件であります。長嶺地内の農地1筆、182平米について、令和2年9月30日の総会で5筆、737平米の所有権移転を許可したところでありますが、売買契約に錯誤があったため、本件を取消しするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、取消しによるもの1件、合計件数3件、取消しによるものを除き、面積1,845平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積2,131.52平米であります。

5ページにお戻りを願います。8番は、計画変更のみの申請で、令和4年3月28日、6月30日付で農地法第5条の許可を受け、帯織地内の農地を建売住宅5棟の用地として利用したいとしていたものを、この後出てまいります9番、10番のとおり、許可地の一部を別の用途に利用したいとする事業計画変更により、残る農地5筆、1,268.28平米に建売住宅5棟を建設したいとするものでございます。場所につきましては、JR帯織駅の西側290メートル付近であります。

9番は、帯織地内の農地1筆、641平米を売買により取得し、駐車場10台及び整備車両置場ほかの用地として利用したいものです。土地の売買価格は1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、8番の農地の南側隣接地で、JR帯織駅の西側290メートル付近です。300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の41番で農地法第5条の許可申請がなされております。

6ページをお願いします。

10番は、帯織地内の農地2筆、222平米を売買により取得し、かい廃地122平米と一体利用し、農作業所1棟、農機具格納庫1棟及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、8番の農地の南側隣接地で、JR帯織駅の西側290メートル付近です。300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の42番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数3件、面積2,131.52平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

7ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積796平米であります。

5番は、上須頃地内の農地2筆、478平米を、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市立大学の南西420メートル付近で、申請地の属する街区に占める宅地の割合が40%を超えていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、大島地内の農地2筆、318平米を、農作業所1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、大島小学校の南西1,400メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積796平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準

及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

9ページを御覧願います。今月の申請は8件で、合計面積1万112.75平米であります。

8ページをお願いします。

41番、42番は、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の9番、10番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

43番は、東裏館三丁目地内の農地6筆、5,658平米を売買により取得し、宅地分譲23区画、道路、緑地及び調整池ほかとして利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、裏館小学校体育館の北側隣接地で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

44番は、西裏館三丁目地内の農地1筆、82平米を売買により取得し、雪捨て場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、裏館小学校の北側400メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

45番は、桜木町地内の農地2筆、1,943平米を売買により取得し、宅地分譲8区画及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条ものづくり学校の南側隣接地で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判

断されます。

46番は、下保内地内の農地2筆、214平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、保内公園駐車場の北東200メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、下水道が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

47番は、諏訪一丁目地内の農地3筆、94.75平米を売買により取得し、既存宅地712.58平米と一体利用し、農家住宅敷地拡張の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、渡瀬橋西詰交差点の北側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

48番は、下須頃地内の農地3筆、1,258平米を、賃貸借権の設定により、車両置場50台の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号須頃(三)南交差点の南側400メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長(17番佐藤裕雄委員)

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数8件、面積1万112.75平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、43番を除き、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、43番を除く案件、合計7件については許可することとし、43番の案件については新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたし

ます。

第2調査部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『令和5年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも農政対策部に付託し、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがかと御提案を申し上げます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしと認めます。

それでは、議第6号につきましては、農政対策部に付託することといたします。

農政対策部会におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。報第7号について、もう少し詳しく御説明願いたいと思います。

議長（野崎会長）

事務局説明願います。

事務局（阿部事務局長）

報第7号の案件につきましては、令和4年4月に空き家に附属した農地ということで、空き家バンクに登録された空き家と農地を同時に購入する場合に限り、取得面積が1アール以上であれば取得できる農地として指定し、6月総会で3条の許可申請が出た案件でございます。その後、7月29日にその空き家と農地の所有権移転が完了し、報告のあった8月24日付で指定を解除したものです。この解除によりまして、その農地はまた通常の農地として取り扱うこととなり、通常の下限面積要件が適用され、要件以下では自由に売買ができない農地という扱いになります。そういった経緯のあった農地の報告に

なります。

19番（廣川哲也委員）

今、局長から説明があったとおりだと思っていたんですけども、なぜわざわざこの指定の解除を報告しなくちゃいけないかということが腑に落ちなかったんで、お尋ねをしたんですけども、一連の流れで正規に手続が終わればそのままいいのじゃないのかなと。それをわざわざ報告しなくちゃいけないというのは、全体の仕組みというか、そのところがうまくないんじゃないかなという感じがしましたので、お尋ねをさせていただきました。

事務局（阿部事務局長）

報告事項として上げていない市町村もあるかもしれませんが、近隣の市町村の中で報告しているという事例も見受けられましたので報告したものです。3条の許可を受けるときに、総会の中で所有権移転が完了した段階でこの指定を解除させていただきますという説明をいたしましたので、報告しなくても特に何の問題もないかもしれませんが、情報共有の意味で報告案件としたもので、特に何か支障があつて報告するとか、そういう案件ではございません。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

なお、来月は農政対策部会の開催予定がされています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長代理、8番、捧幸伸委員。

農政対策部会長代理（8番捧 幸伸委員）

農政対策部会では、10月20日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、ただいま付託いただきました令和5年度三条市農林関係施策の要望についてでございます。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、31日午前9時半開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時05分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

---

議事録署名委員（ 9 番） 佐藤 秀樹

---

議事録署名委員（ 1 9 番） 廣川 哲也

---